

上尾市告示第 2 5 9 号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 第 1 項の規定により、公示送達をする。

令和 8 年 8 月 2 5 日

上尾市長 畠山 稔

書類を送達する根拠法令：地方税法 第 4 5 8 条第 1 項

送達を受けるべき者の氏名又は名称	課 税 台 帳 に 記 載 さ れ て い る 住 所	通知書番号	期 別
C H U A R E I A N R U S E L L L O Z A R I T A	フィリピン	460990	全 期

当該書類は、市長が行政経営部納税課において保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する。なお、本日から起算して 7 日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。